

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
038070	山口県 周南市、瀬トクヤマ徳山製造所、東ソー瀬南陽事業所、出光興産瀬徳山事業所、瀬トクヤマロジスティクス、長府工業㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	・補助金適正化法第22条【文部科学省】公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知) 【防衛省】防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(平成20年7月28日 地方協力局長通知)	市町と地域コミュニティ組織(NPO等)の合意の下に作成された地域の将来計画等に廃校等の遊休公共施設の活用方針が明確に位置づけられている場合は、廃校となった公立小中学校施設の財産処分において、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは貸与する場合の①大臣への承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付及び基金積み立てを不要とする。	防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を当該補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うに当たっては、平成20年から、既存ストックを効率的に活用した地域活性化等を図るため、地方公共団体が当該周辺対策事業等に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く。)のうち、経過年数(補助目的のために事業を実施した年数)が10年以上である施設等の財産処分について、所定の報告があったものは防衛大臣等の承認があったものとして取り扱うものとするなど、財産処分の承認手続きの簡素化に努めてきております。 また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)において、国に補助金等の全部に相当する金額を納付した場合、耐用年数を経過した場合を除き各省各庁の長の承認を受けて財産処分を行うことができると規定されており、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償譲渡及び有償貸付を行う場合は、必要最小限の条件を付す必要があると考えており、国庫納付を要せずに報告のみで防衛大臣等の承認があったものとして取り扱うことは困難です。	右提案者の意見を踏まえ、有償で譲渡・貸与する場合、①手続きの簡素化や②国庫納付の不要化が可能か否か、再度検討し、回答された。	遊休公共施設の活用は、市町村が行政機能を縮小する中でその担い手として地域コミュニティ組織(NPO等)による地域運営での活用が期待され、地域コミュニティ組織の拠点施設や都市農山漁村交流施設等の地域が実施するコミュニティビジネスやビジネス事業者の誘致などの利用が可能となる。 地域コミュニティ組織は住民主体の組織で、地域の課題解決や持続可能な活動を行うために不可欠な組織であるが、運営基盤は脆弱であり、これを強化するためにも、市町と地域コミュニティ組織等が合意した遊休施設の活用方針を国が認定することで、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは貸与する場合の①承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付を不要にし、遊休公共施設の活用促進が図られるようお願いしたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条及び同法施行令(昭和30年政令第255号)第14条において、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合及び耐用年数を経過した期間を経過した場合を除き、補助事業者等は、各省各庁の長の承認を受けずに、補助事業により取得した財産の譲渡等を行うことはできない旨規定されています。この制限規定は補助目的の達成を図るために取られたものであるところ、かかる法令の趣旨を踏まえると、財産処分の手続に關し、「国庫納付を不要」とした上で「大臣等への承認手続」をとることなく「報告」をもって替えることができるように「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(平成20年7月28日 地方協力局長通知)」を見直すことは困難と考えます。 他方、同法に基づき補助事業者等から財産処分の申請があれば、個別具体の事情を考慮し、法令に照らして適切に判断することとなります。